

三島市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における火災の発生及び延焼による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 一般社団法人日本配線システム工業会が、その定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有すると認定した機器をいう。
- (2) 既存住宅 市内に存する住宅であって、新築住宅以外のものをいう。
- (3) 新築住宅 市内に新築する住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であって、自ら所有し、若しくは居住する既存住宅又は自ら居住する予定の新築住宅に感震ブレーカーを設置するもの（賃貸借の目的となっている既存住宅にあっては、当該既存住宅の所有者の承諾を得て設置する場合に限る。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、感震ブレーカーを設置する工事（以下「設置工事」という。）に着手する前に、感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が既存住宅又は新築住宅であること

が確認できる書類

- (2) 既存住宅に設置する場合にあっては、補助対象経費に係る見積書の写し及び設置工事の施工前の状況がわかる写真
- (3) 新築住宅に設置する場合にあっては、補助対象経費の明細がわかる書類及び設置箇所がわかる図面
- (4) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 既存住宅に設置した場合にあっては、補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 設置工事の施工後の状況がわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区分	補助対象経費	補助金額
既存住宅	感震ブレイカーの購入及び設置 工事に要する経費	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、25,000円を限度とする。
新築住宅		補助対象経費の額とし、10,000円を限度とする。

備考 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。